

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 理事会運営規程

2021年11月15日制定

2023年3月9日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の定款第55条の規定に基づき、協会の理事会の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって適正な理事会の運営を図ることを目的とする。

(構成と権限)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の者の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事会には、協会の職員を出席させ、審議事項について説明させることができる。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するものとする。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事あるいは監事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し又は理事会を招集することができる。

5 理事全員改選後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集手続き)

第6条 理事会を招集しようとするときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(欠席)

第7条 理事又は監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、他の理事が議長にあたるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会の招集等に関する事項
- (2) 会長、副会長、事務総長及び事務次長の選定・解職
- (3) 重要な組織及び人事に関する事項
- (4) 重要な財産及び財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項

(6) その他法令及び定款に定める事項

- 2 代表理事は、理事会の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないやむを得ない事由があるときは、理事会の決議を経ずに、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会にその内容を付議し、承認を得なければならない。

（理事の取引の承認）

第11条 理事が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第84条第1項各号に掲げる取引をしようとする場合は、次の各号に定める事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

- 2 前項各号に定める事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（報告）

第12条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 競業取引又は協会との間で取引を行った理事は、遅滞なく、その取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）

第13条 理事会の議事については、議事録は書面をもって作成し、別表に定める事項を記載しなければならない。

- 2 議事録は、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印をしなければならない。
- 3 議事録は、10年間、協会の主たる事務所に備え置かななければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(事務局)

第15条 理事会の事務局事務は、総務部がこれを行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、2021年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月9日から施行する。

別表（議事録記載事項）

1 理事会

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- (4) 理事会に出席した理事及び監事の氏名又は名称
- (5) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 一般法人法第84条第1項各号の取引をした理事が、当該取引について重要な事実を理事会に報告したとき
 - イ 監事が、理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるものと認め、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めて、理事会に報告したとき
 - ウ 監事が、意見を述べたとき
- (6) 議長の氏名
- (7) その他法令に定める事項

2 定款第33条第2項に定める決議の省略

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 上記(1)の事項を提案した理事の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 定款第34条に定める報告の省略

- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名